

## 西尾市オープンカウンタ実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市の発注する物品購入について、西尾市契約規則（昭和39年規則第29号）及び西尾市電子入札（物品等）実施要領（以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領においてオープンカウンタとは、物品購入の見積りについて、その相手方を特定せずに案件を公開し、参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する方法をいう。

### (参加資格)

第3条 参加者に必要な資格は、案件の公開日の前日から契約の相手方の決定までの間において、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 西尾市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 本市から入札参加停止等の措置を受け、その期間中でないこと。
- (3) 西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月26日付け西尾市長・西尾市教育委員会教育長・愛知県西尾警察署長締結）に基づく排除措置を受け、その期間中でないこと。
- (4) その他案件ごとに定める資格を有する者であること。

### (対象)

第4条 オープンカウンタによることができ契約は、予定価格が80万円以下の物品購入とし、仕様書及び業種等を考慮して決定するものとする。

2 オープンカウンタの実施は、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。

### (紙見積りによる参加)

第5条 参加者は、電子入札要領第10条の規定に該当する場合には、前条第2項の規定にかかわらず、書面による見積りに参加することができる。

2 契約担当者は、前項の規定による参加を承認する場合には、電子入札要領第10条の規定に基づき書面により通知するものとする。

### (仕様書等の公開)

第6条 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、電子入札システムにより閲覧に供するものとする。

### (同等品の提案及び承認)

第7条 参加者は、同等品を提案する場合には、案件ごとに定める期限までに発注課に

見本等を提示し、当該発注課の承認を得るものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第8条 参加者は、仕様書等に質問がある場合には、案件ごとに定める期限までに質問を行うものとする。

2 質問に対する回答は、当該見積書の提出期間の前日までに行うものとする。

(見積書の提出)

第9条 見積書は、公開された仕様書等の内容に基づき、当該見積書の提出期間内に、電子入札システムにより提出するものとする。

(資料の提出)

第10条 見積書の提出に際し、参加者に資料の提出を求める場合は、当該見積書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して当該資料を提出させるものとする。

(参加資格の確認)

第11条 契約担当者は、契約の相手方を決定するときには、第3条各号で定める参加資格を満たす者であることを確認するものとする。

2 前項の確認は、見積書の提出後に行うものとする。

(見積りの無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積参加者の資格を有しない者のした見積り
- (2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない見積り
- (3) 見積りに際して連合等による不正があった見積り
- (4) 記載事項に誤りのある見積り又は記載事項が確認できない見積り
- (5) 同一事項の見積りに対し、2以上の意思表示をした見積り
- (6) その他、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第13条 契約担当者は、前条各号に掲げる事項に該当しない者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方と決定する。

(くじによる相手方の決定)

第14条 契約の相手方を決定する場合において、同価の見積りをした者が2者以上あるときは、電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(落札者がいない場合の手続き)

第15条 開札をした場合において、落札者とすべき見積りがなければ、直ちに再度オープンカウンタを行うことができる。ただし、見積り回数は原則として3回を限度とする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格をもって有効な見積書を提出した者がいないときは、不調とする。

3 不調となった場合又は参加者がいない場合は、仕様書等又は参加資格等を変更する

ことにより、後日、再度オープンカウンタを行うことができるものとする。

(決定の通知)

第16条 契約担当者は、契約の相手方が決定したときには、電子入札システムによりその旨を契約の相手方に通知するものとする。

(結果の公表)

第17条 契約担当者は、契約の相手方を決定したときには、電子入札システムにより次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 発注所属
- (3) 案件名称
- (4) 納入場所
- (5) 開札日
- (6) 落札者
- (7) 落札金額

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。